

神奈川県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県屋外広告物条例施行規則（昭和24年神奈川県規則第87号）の一部を次のように改正する。

別表第4の1 大井町酒匂縦貫道路沿道広告景観形成地区の表電車、自動車等の外面を利用するものの項中「電車、自動車等の」を「自動車等の」に改め、同項1中「の外面」を削り、同項2を削り、同項3中「合計は、」を「合計は」に改め、同項3を同項2とし、同項4中「1件」を「1件以内」に改め、同項4を同項3とし、同項5中「4までの基準は、」を「3までの基準は」に改め、同項5を同項4とし、同表広告塔及び広告板に類するものの項1中「し、同一商店街においては、なるべく位置、形状及び規模を統一する」を「する」に改め、同項2中「主綱」を「主綱」に改め、同表の備考1及び3ただし書中「電車、」を削り、別表第4の2 大山バイパス周辺広告景観形成地区の表自動車等の外面を利用するものの項及び路線バスの外面を利用するもので、一の自動車についての表示面積の合計が4.2平方メートルを超えるものの項を次のように改める。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">路線バスの外面を利用するもの</p>	<p>次に掲げる基準のいずれかによるものとする。</p> <p>1 (1) 表示の位置は、前面以外とすること。</p> <p>(2) 側面に表示するものは、1件縦0.6メートル以下、横3メートル以下とし、一の側面についての表示面積の合計は1.8平方メートル以下とすること。</p> <p>(3) 後面に表示するものは、縦0.6メートル以下、横1メートル以下で1件以内とすること。</p> <p>2 (1) 表示の位置は、前面以外とすること。</p> <p>(2) 車両の窓の上端から上部には文字等を表示せず、広告物の地色1色とすること。</p> <p>(3) 車両の窓、ドア等のガラス部分には表示しないこと。</p> <p>(4) 発光し、蛍光素材を使用し、又は反射効果を有する広告物は表示しないこと。</p> <p>(5) 電光表示装置等の映像を映し出す装置は設置しないこと。</p> <p>(6) 色彩、意匠その他の表示の方法が走行する地域の景観に調和したものであること。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">路線バス以外の自動車等の外面を利用するもの</p>	<p>1 表示の位置は、前面以外とすること。</p> <p>2 側面に表示するものは、1件縦0.6メートル以下、横3メートル以下とし、一の側面についての表示面積の合計は1.8平方メートル以下とすること。</p> <p>3 後面に表示するものは、縦0.6メートル以下、横1メートル以下で1件以内とすること。</p> <p>4 広告車に表示する場合は、1から3までの基準は適用しない。</p>

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前にされた申請その他の手続又は行為でこの規則の施行の際まだその処理がされていないものについては、なお従前の例による。